

香美町ワーケーション等環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症を契機とした多様な働き方の広がりに対応するとともに、町内事業者の創業及び新規事業化の促進、安定的な収益の確保による町内産業の多角化等を通じた地域経済の発展を図るため、地域資源を活用したワーケーション、オフサイトミーティング、コワーキングスペース又はサテライトオフィス等に利用が可能な設備等を整備し、町内外の企業等に貸出等を行うサービスを提供する事業者に対し、設備の改修等に要する経費の一部に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、香美町補助金等交付規則（平成17年香美町規則第37号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ワーケーション 情報通信技術を活用し、職場や居住地から離れ、普段の仕事を継続しながらその地域ならではの活動を行うことをいう。
- (2) オフサイトミーティング 企業等における活発な議論を促すため、勤務地以外の場所に滞在し、その地域ならではの環境で集中的に会議等を行うことをいう。
- (3) コワーキングスペース 労働者や学生等のさまざまな属性の者が、机、椅子、ネットワーク設備、会議室その他実務に必要な環境を共有しながら仕事や交流を行うことができる場所をいう。
- (4) サテライトオフィス 企業等において働く者が主たる拠点から離れて遠隔勤務ができるよう通信環境等が整備された場所をいう。
- (5) ワーケーション等環境整備 テレワーク環境を備えたコワーキングスペース又はサテライトオフィスを整備することをいう。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助対象経費は、町内におけるワーケーション等環境整備に必要となる経費のうち、別表に定めるものとする。

2 補助金の額は前項に掲げる補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、町内においてワーケーション等環境整備を行う事業者で、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に本店又は本所を有する事業者
- (2) 町の徴収金に滞納がない事業者
- (3) 香美町暴力団排除条例（平成24年香美町条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない事業者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者でない事業者
- (5) 第6条の規定による交付決定通知を受けた日の属する年度の3月31日から起算して5年以上、本補助金で整備した施設をワーケーション等に使用しようとする町内外の企業等に対して貸出等を行うサービスを提供することを確約することができる事業者

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、香美町ワーケーション等環境整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 法人登記簿謄本及び定款の写し等、事業を行っていること又は創業することを明らかにする書類
- (4) 整備に要する経費が分かる見積書
- (5) 施設等の改修を伴う場合にあつては、施設等の現況写真

- (6) 備品等の購入を伴う場合にあっては、備品等の仕様が分かるカタログ等
- (7) 整備を行う施設等の所有者が事業者と別の者である場合にあっては、施設所有者の同意書及び当該施設等の賃貸借契約書の写し

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、香美町ワーケーション等環境整備事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の決定にあたり、必要があると認めるときは、交付条件を付すことができる。

(変更交付申請)

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた補助金に変更が生じるときは、香美町ワーケーション等環境整備事業補助金変更交付申請書（様式第5号）に関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

(変更交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、香美町ワーケーション等環境整備事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の決定にあたり、必要があると認めるときは、交付条件を付すことができる。

(請求)

第9条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、香美町ワーケーション等環境整備事業補助金請求書（様式第7号）により請求するものとする。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の規定による補助金の交付請求があったときは、速やかに該当補助事業者に補助金を交付するものとする。

(概算払)

第11条 町長は、特に必要があると認められるときは、事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

(実績報告)

第 1 2 条 補助事業者は、事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して 3 0 日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに、香美町ワーケーション等環境整備事業補助金実績報告書（様式第 8 号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第 9 号）

(2) その他町長が必要と認める資料

（関係書類の整備）

第 1 3 条 補助事業者は、補助金の使途に係る書類及び帳簿等を常に整備し、交付決定年度の翌年度以降 5 年間は保存しておかなければならない。

（その他）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

経費の種類	補助対象経費
改修工事費	インターネット環境整備費、電気・電話配線工事費、照明・空調・セキュリティ関連機器等整備費、固定式パーテーション設置工事費等
備品等購入費	机、イス、ソファ、貸出用プロジェクター、スクリーン、移動式パーテーション、貸出用電源購入費、モバイル Wi-Fi ルーター導入経費（初期費用のみ）等